

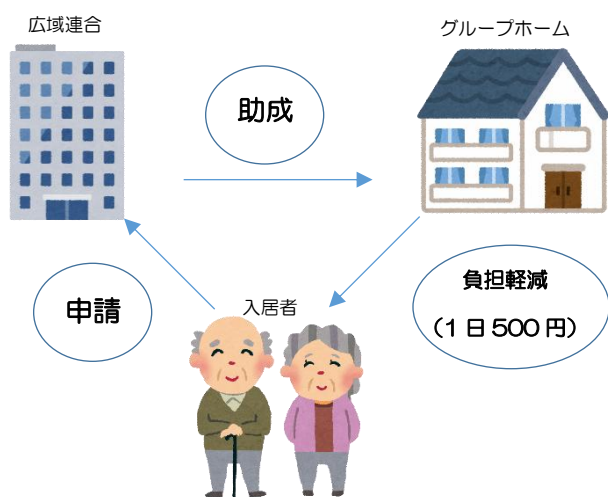
グループホーム入居者の負担軽減を支援します

東三河広域連合 グループホーム入居者負担軽減事業

(支援の仕組み)

広域連合（東三河8市町村）にあるグループホーム（認知症対応型共同生活介護）に入居している方で、右のすべての要件に当てはまる方は、家賃や食材料費・光熱水費などの費用負担を軽減する支援を受けられます。

※負担軽減事業を実施するグループホームに限ります



(事業の対象となる方)

- ① 広域連合内に住んでいる
東三河8市町村に住所のある方が対象です。
- ② 広域連合内の事業所を利用している
東三河8市町村にあるグループホームを利用している方が対象です。
- ③ 市町村民税非課税世帯である
利用者の属する世帯の全員および利用者の配偶者が市町村民税非課税であることが条件となります。
※収入のない方でも、その旨をあらかじめ市町村の税担当課に申告する必要があります。
- ④ 預貯金等の額が基準以下である
本人の預貯金や保有する有価証券の合計額が1,000万円（配偶者がいる場合は2,000万円）以下の方が対象です。
- ⑤ 生活保護受給者でない

(申請方法)

本人及び配偶者の預貯金等の額が分かるもの（記帳済のすべての通帳、最新の有価証券の書類等）をお持ちのうえ、各市町村の介護保険担当窓口又は東三河広域連合介護保険課まで申請をお願いします。詳しくはTELまたはホームページでご確認ください。

お問い合わせ先・・・東三河広域連合 介護保険課 地域包括ケアグループ
(0532) 26-8472、8473

詳しい情報・・・東三河広域連合ホームページ 介護保険（地域支援事業）
グループホーム入居者負担軽減事業のページ
<https://www.east-mikawa.jp/2259.htm>

